

広島大学産官学連携ポリシー

平成 18 年 1 月 6 日

副学長（社会連携・研究担当） 決裁

（平成 20 年 3 月 31 日一部改正）

理事（財務担当） 決裁

（平成 23 年 3 月 31 日一部改正）

理事（社会連携・広報・情報担当） 決裁

（令和 3 年 12 月 24 日一部改正）

理事（学術・社会連携担当） 決裁

広島大学は、教育・研究とともに社会貢献を重要な使命として位置づけ、その具現化に取り組んでいる。本学における社会貢献は、社会と密に連携しながら、地域社会や国際社会に対し本学の有する知的・人的・物的資源を積極的に活用し、継続的なイノベーションによる未来社会の設計と建設に寄与することを目指している。

産官学連携は、それを実現するための一形態であり、教育・研究の成果を社会貢献に活用することにより、知的資源の社会還元を果たすものである。このことは、大学の社会的な存在価値を高揚し、大学に対する国民の理解と支援を得るという観点からも重要である。

産官学連携をより効果的に行うために、以下のような組織的な取組みを推進する。

1. 組織の強化

産官学連携活動は、大学院研究科や学部など各部局においてもそれぞれの分野、使命に応じて推進している。しかしながら、大学として組織的・戦略的に推進するため、学術・社会連携推進機構を設置し、本学の有するあらゆる資産を社会の多様な分野で幅広く活用し、社会との双方向の連携を進めることにより、社会と本学の新たな発展を目指す。

2. 知的財産管理の充実

「知」の源泉たる大学は、様々な形で知の創造とその活用を展開している。知の創造は研究の場で実現され、教育、論文発表、学会誌への投稿、書物の発刊、知的財産権の申請などの形で活用の道が開かれている。

知的財産部は、「広島大学知的財産ポリシー」に基づき、知的財産の保護・管理・活用を組織的に進め、大学の持つ知的資産を権利化し、権利化された知的財産を正当な対価で企業等に移転することにより次の研究の原資とする知の創造サイクルを確立する。

3. 共同研究及び受託研究

共同研究及び受託研究は、知的資源の社会還元のみならず、技術革新、未来産業基盤の形成、戦略的研究拠点の形成、新規研究テーマの発掘、振興分野人材の養成、新事業の創出、外部資金の獲得など多様な目的を包含している。これらの多様な要求に柔軟かつ迅速に対応できる職員の配置を含め、全学的な支援体制を構築する。

また、契約の締結に際しては、相手企業等と十分な事前協議を行い、柔軟な対応を行う。

4. 財政的基盤の確立と利益の還元

産官学連携活動を推進するには、財政的裏付けが不可欠である。さらには、知的財産の取得・維持費や人材雇用費を始め、多額の費用が必要となる。そのための予算については、大学全体の支援に加え、外部資金等の活用を推進する。

民間等との共同研究及び受託研究については、原則、間接経費を徴収するものとし、これら間接経費は、産官学連携推進のための諸経費への充当や、研究者が所属する部局や研究者へ還元を行うことにより一層の研究推進を図る。

5. 施設等の有効活用

産官学連携や新事業育成を支援するため、産学連携推進部産学連携部門が有する、産学共同研究オフィス実験研究室、VBL 実験室、インキュベーション研究開発室並びにそれぞれが保有する実験施設の有効活用を図る。

6. 利益相反マネジメント

産官学連携を進める上で、大学や教職員が特定の企業等から正当な利益を得る、又は、特定の企業等に対し必要な範囲での責務を負うことは容易に想定される。この際、教職員が企業等との関係で有する利益や責務が大学における責任と衝突する状況も生じ得る。また、兼業と本務との時間配分等の問題について、2つの「責務」が相反する責務相反問題が生じ得る。

このような利益相反や責務相反が深刻な事態に陥ることを未然に防止するとともに、社会への説明責任を果たすために、「広島大学利益相反ポリシー」に基づき、体制を整備する。

7. MOT教育の推進

新規事業の創出に寄与するベンチャーマインドを有する人材や経営のわかる人材の育成は、社会からの大きな要請である。このため、学部生、院生、地域の人々に、効果的なベンチャー教育、MOT(技術経営)教育プログラムを提供し、社会の発展に貢献できる人材を養成する。また、これを専門とする教育組織の構築が不可欠であり、MOT 専攻などの設置を推進する。

8. 大学発ベンチャーの支援・育成

新事業の萌芽になるようなシーズの研究を推進するとともに、起業を目指すあるいは起業して間もない教員や学生・大学院生に対して、新規事業立上げ及び育成支援を実施していくことが極めて重要である。このため、教員、学生に対する新規事業設立の支援手引書の作成、インキュベーション事業による助成、インキュベーション施設の貸与などによる新規事業創出の環境を整備する。さらには、学外の支援機関との連携協力関係を築き、大学発ベンチャー（新規事業）の創出及び育成に寄与する。